

人材紹介に関する基本契約書

(以下「甲」という。)と公益社団法人愛知県シルバー人材センター連合会(以下「乙」という。)とは、甲からの依頼に基づき乙が甲に行う高年齢者等の人材紹介に関して、以下のとおり基本契約を締結する。

(求人申し込み・受理)

第1条 甲は、乙に対し甲の必要とする人材の求人申し込みを行い、当該申し込み内容が法令に違反せず、その労働条件が不相当でないこと、及び高年齢者等の職業生活の充実その他福祉の増進の目的に反しない求人である場合、乙はこれを受理する。

(紹介の内容)

第2条 甲が依頼した臨時的かつ短期的な雇用又はその他の軽易な業務に係る雇用の人材求人情報に基づき、乙は乙の雇用就業を希望する会員及び地域の高年齢者等から該当する候補人材を求め、適切と判断した候補者(以下「丙」という。)を甲に紹介する。

2 甲は、乙に対し前項の求人の依頼にあたって、職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件を文書で明示し、乙は、これを丙に明示して紹介を行うものとする。ただし、乙が希望する場合は、これを電子メールにより明示することができる。

(採用選考)

第3条 甲は、乙が前条により紹介した丙を自ら選考の上、適当と認めた場合には求人条件等に基づき採用する。この場合、乙は甲に必要なアドバイスを行い、その他の採用選考の支援を行うものとする。

(紹介手数料の支払い)

第4条 甲は、乙の紹介により丙を雇用した場合、甲及び乙は丙の氏名、採用年月日、雇用期間、賃金の額等必要な事項を別紙「雇用条件確認書」などにより確認するものとし、甲は丙への賃金支払いの都度その支払実績を乙に通知するものとする。

2 前項の支払い実績通知に基づき、乙は甲に紹介手数料を請求する。

3 紹介手数料は、雇用期間中、甲が丙に支払った税引前賃金の額の11%(消費税を含む。)とする。

4 前項の雇用期間が6か月を超える場合、乙は6か月を超えない範囲で甲に紹介手数料を請求するものとする。

5 甲から乙への紹介手数料の支払いは、乙が発行した請求書を甲が受理してから2週間以内に行うものとする。

(労働条件の明示と確認)

第5条 甲は、乙の紹介により採用した丙が入社するにあたり、労働基準法第15条に基づく労働条件明示書面を丙に交付するとともに、当該書面の写しもしくは別紙「雇用条件確認書」を乙に交付するものとする。なお、甲及び丙の間で別途雇用契約を締結するものとする。

(情報の守秘義務及び個人情報の保護)

第6条 甲及び乙は、本業務の遂行に関して得られた甲に関する企業情報及び乙が紹介し

た人材に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏えいすることを禁止し、相互に守秘義務を負うものとする。

2 甲及び乙は、「個人情報の保護に関する法律」等適正な個人情報の取扱いを定める各種法令の定めに従い、個人情報を適切に取扱うものとし、採用を目的とする範囲を超えてはならない。

3 甲又は乙の一方が本条第1項及び第2項に違背したときは、他方は本契約を解除し、損害賠償を請求することができるものとする。

4 本条に定める情報の守秘義務及び個人情報の保護については、甲、乙ともに第8条に定める有効期間満了後も遵守するものとする。

（契約に定めのない事項等の取扱い）

第7条 甲及び乙は、本契約に定めのない事項又は解釈上の疑義が生じたときは、甲、乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第8条 本契約の有効期間は令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。なお、有効期間満了の1か月前までに甲、乙いずれからも申し出のないときは、さらに同一条件で1年間更新するものとし、以降の取扱いについても同様とする。

以上、本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

乙

職業紹介事業者（実施主体）

〒460-0001

名古屋市中区三の丸三丁目2番1号 愛知県東大手庁舎6階

公益社団法人愛知県シルバー人材センター連合会

会長 鈴木 淳 印

実施事業所

〒471-0027

豊田市喜多町6丁目61番地1

公益社団法人愛知県シルバー人材センター連合会 豊田市事務所

事務所長 三浦 法雄

届出受理番号（23-ユ-900001）